

東海村
部活動の運営方針



令和5年4月（改訂）

東海村教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 第1 「東海村部活動の運営方針」策定の趣旨 | 3 |
| 第2 新たな部活動に向けての村運営方針 | 4 |
| 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営 | 4 |
| 2 適切な部活動の運営のための体制整備 | 5 |
| 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | 7 |
| 4 適切な休養日等の設定 | 10 |
| 5 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備 | 13 |
| 6 学校単位で参加する大会等の見直し | 15 |
| 終わりに | 16 |

資料

- 別添1 部活動休養日設定確認表の例
- 別添2 月間活動実績の例

はじめに

- 学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本村のスポーツや文化及び科学等の振興・発展の基盤を担っている。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。また、部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。
- 本村の部活動は、長年にわたり部顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力や技能等の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においては、本村の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤や芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものとして、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられていることから、「運動部以外の全ての部活動」を、以下、「文化部活動」と表記する。

第1 「東海村部活動の運営方針」策定の趣旨

○ 「東海村部活動の運営方針」（以下、「村運営方針」という。）は、本村における公立中学校段階の部活動を主な対象とし、茨城県部活動の運営方針に則り、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指すものである。

◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、

- ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。
- ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。

◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。

◇ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

◇ 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

第2 新たな部活動に向けての村運営方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会や体育・部活動後援会総会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な運動部活動の運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を示す。

イ 村教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式（別添1、2）の作成等を行うなど、必要に応じて学校に対して支援を行う。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部顧問、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。また各部活動に顧問教員が原則複数人数配置できる部活動数とする。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（顧問会議）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 部顧問は、学校の教育目標に基づき、部の指導方針や目標を明確にする。また、生徒の実態を把握し、技術指導や部の運営、生徒の生活指導等を行う。また、勝利

至上主義的な考え方に陥らず、生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成に努める。

オ 学校は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知し、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営する体制を構築する。

カ 村教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で設定する。

- ・ 学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・ 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

キ 村教育委員会、学校及び各種団体等においては、特に競技や実技、及び指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

ク 各学校において、近隣の学校間における連携や、高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCA サイクル」を着実に実施することが必要である。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

（２）部活動用指導手引の活用

ア 部活動担当者および部顧問は、茨城県中体連や中央競技団体または文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、３（１）に基づく指導を行う。

（３）熱中症事故の防止

ア 村教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

イ 村教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

ア 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則とする。

イ 村教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者の活用や部活動指導員の任用・配置に努める。

4 適切な休養日等の設定

- ◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。
- ◇ 文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確率の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

(1) 部顧問は、各種大会等や生徒の発達段階や安全面を考慮し、活動計画および活動実績（参考 別添 1、2）を作成し、校長に提出する。また、年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

(2) 部活動の活動については、以下のとおりとする。

〔学期中の活動〕

ア 活動時間（1日当たりの上限・1週間当たりの上限）

| 平日 | 休日 | 週計 |
|-----|-----|------|
| 2時間 | 3時間 | 11時間 |

※1 祝日や振替休業日、長期休業日などを含む週は上限を11時間とする。

※2 祝日や振替休業日、長期休業日などを含まない週は上限を9時間とする。

【平日3日（火水金）：6時間（2時間×3日）、休日1日（土日のいずれか1日）：3時間】

- ・ 上限時間の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。

《活動時間の取扱い》

| 活動時間 | 活動時間外 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の活動を伴う活動 ・ 試合の前・間・後のミーティング ・ 大会の補助員 ・ 他の試合の観戦や演奏の鑑賞等 (指導者の指示で行う場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食 ・ 集合場所までの移動 ・ 他の試合の観戦や演奏の鑑賞等 (自らの意思で行う場合) |

- ・ 練習試合、大会等で活動時間の上限を超えて活動した場合、休日の場合は他の休日に振替える。
- ・ 祝日が含まれている週や、平日に大会参加により1日の上限を超えた場合でも週の上限の範囲内となるよう調整する。

イ 朝の活動

- ・ 朝の活動は原則行わない。実施する場合も、朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限り、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。

ウ 休養日

- ・ 週に3日以上休養日を設ける。
- ・ 土・日のいずれかを休養日とする。原則として月曜日と木曜日は部活動を実施しない。
- ・ 大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- ・ 本県では、毎月第3日曜日を「家庭の日」としていることから、本村でも「家庭の日」として、原則として部活動を実施しない。
- ・ 定期試験（中間・期末テスト）の前の3日間を休養日とする。

〔長期休業中の活動〕

- ・ 夏季休業中の活動は20日までとする。ただし、同一大会は1回と数える。
 - ・ 活動時間及び休養日の設定については、長期休業中においても上記のとおりとする。
- ※ 活動時間について、1週間当たりの上限内（週11時間）で実施する。
- ・ 家族と過ごす時間の確保、長期休業中だからこそ可能な旅行や体験活動など多様な活動ができるよう、1週間以上の連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。学校閉庁日、年度末と年度始め（3月31日～4月1日）には練習を実施しない。

◇ 公立小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階においても、一部の市町村においては、部活動と同じようにスポーツ・文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われている。

るが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、部活動に準ずる。

5 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた拠点校・合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

ア 生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

イ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、部顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

ウ 学校は、シーズンオフの期間等に「マルチスポーツデイ（仮称）」を設け、部活動間の交流を行い、多様な運動経験ができるようにするとともに、他種目の生徒、部顧問、指導者との交流が図れるようにする。また、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。

(2) 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的ニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。

(3) 地域との連携等

ア 村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体（スポーツ協会、総合型スポーツクラブ）、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

イ 芸術文化等における各分野の関係団体等は、村教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、村教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

(4) 地域移行の推進

ア 学校において、各部活動に教員を複数配置が望ましいが、部活動指導は必ずしも教員が携わる必要のない業務であるため、部活動指導員の活用が望ましい。ただし、部活動指導員の確保には限度があるため、拠点校・合同部活動等を含めた地域移行を推進する必要がある。生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

イ 村教育委員会及び校長は、多様化する生徒の活動ニーズに応えるため活動日を減じるなどして、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう努める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し物（以下、「大会等」という。）を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要がある。

- 各学校の各部活動が参加する大会等の数の上限の目安を年間12大会（総合体育大会・新人体育大会は除く）とするものとする。
- 校長は、村教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないこと、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保すること等を考慮して、参加する大会等を精査することとする。

終わりに

子どもたちが生きる未来は、今よりさらに予測困難で非連続かつ多様性の時代となることを見込まれ、学校教育にも、ICT活用やプログラミング、課題解決型学習などを取り入れた学習過程の転換など大きな変革が求められている。

また、少子化や学校の小規模化に伴って、学校、授業、学び及び教員の在り方についても、ダウンサイジングを前提としたアップデートが必要となっている。部活動はもとより、スポーツ・文化芸術活動自体も例外ではない。そのような状況下において、子どもたちが自ら活動を選ぶことができ、自主的・自発的に参加することを通して、楽しさや喜びを味わうものであるというスポーツ・文化芸術の本質に立ち返り、そのことを少子化の中にあっても将来にわたって可能とする環境を整備していく必要がある。

移行期において、部活動が学校教育の一環として校長の管理監督の下、本運営方針に基づき適切に実施され、子どもたちの十分な休養の確保と教員の働き方の改善とが実現し、そのことが子どもたちの学びの質の向上とスポーツ・文化芸術活動の振興に帰結することを期待する。